

○群馬県警察管区機動隊除隊者の表彰に関する訓令

昭和 58 年 3 月 29 日

本部訓令甲第 4 号

〔沿革〕

平成 3 年 3 月本部訓令甲第 3 号改正

群馬県警察管区機動隊除隊者の表彰に関する訓令を次のように定める。

群馬県警察管区機動隊除隊者の表彰に関する訓令

(表彰基準)

第 1 条 群馬県警察本部長は、群馬県警察管区機動隊に勤務した警察官であつて、その成績が優良と認められる者に対し、除隊に際して、賞を授与することができる。

(副賞)

第 2 条 前条の賞には、副賞を付与することができる。

(表彰の上申)

第 3 条 表彰の上申は、警備部警備第二課長が、群馬県警察表彰事務取扱い要綱（平成元年群本例規第 22 号）に定める別記様式第 1 により行うものとする。

(書状)

第 4 条 書状の様式は別記様式第 1 及び別記様式第 2 のとおりとする。

附 則

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則 (平成 3 年 3 月 6 日本部訓令第 3 号)

この訓令は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式省略